資料 2-2



第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画

に基づく施策の実施状況等

**平成２９（２０１７）年度**

**大 　阪 　府**

**１　第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画に基づく事業の実施状況**

基本理念

**子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等が、社会を構成する子育て家庭のひとつの家族形態として、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会づくりをめざす。**

【基本目標】

　１．就業支援

２．子育てをはじめとした生活面への支援

３．養育費の確保・面会交流支援

４．経済的支援

５．相談機能の充実

６．人権尊重の社会づくり

**１．就業支援**

**【就業あっせん】**

1. **母子家庭等就業･自立支援センター事業の推進**

目標・実施計画等

○　就業と子育ての両立を図るため、就業支援や日常生活支援を組み合わせたワンストップによる就業・自立支援センター事業を展開するとともに、大阪マザーズハローワークや地域就労支援事業と連携して、身近な地域での相談体制の整備や雇用の確保、職場への定着など就業による自立に向けた支援の充実を図ります。

○　全国のハローワークが保有する求人情報をオンラインで結び、速やかに情報提供するとともに、就業支援バンクを設置し、求職者の情報を集約することにより、求人があった時にリアルタイムで仕事の紹介ができるように、就業・自立支援センターの無料職業紹介所としての機能を強化します。

ひとり親家庭の親等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就職情報の提供など、一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、養育費の相談等の生活支援サービスを提供しました。また、ひとり親家庭の親等からの就業に関する相談等に応じる母子・父子自立支援員の知識や技能向上を図るための研修会を実施しました。

また、ハローワーク求人情報のオンライン利用により、求職者のニーズにマッチした就業支援を行いました。

■母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業相談事業）の状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 相談者数  （求職） | | 新規 | 714人 | 448人 | 400人 | 301人 | 287人 |
| 再来 | 261人 | 118人 | 84人 | 82人 | 57人 |
| 電話 | 633件 | 542件 | 207件 | 210件 | 241件 |
| 求人者数 | | | 489人 | 473人 | 348人 | 326人 | 212人 |
| 求人件数 | | | 159件 | 216件 | 177件 | 190件 | 133件 |
| 求人情報提供人数 | | | 224人 | 221人 | 222人 | 346人 | 389人 |
| 就職者数 | | | 221人 | 170人 | 106人 | 67人 | 76人 |
|  | 常用 | | 33人 | 49人 | 35人 | 24人 | 27人 |
| ﾊﾟｰﾄ・臨時 | | 188人 | 121人 | 71人 | 43人 | 49人 |

　■母子家庭等就業・自立支援センター事業における養育費相談の状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 相談件数 | 154件 | 160件 | 282件 | 201件 | 149件 |

■母子家庭等就業・自立支援センター事業（相談関係職員(母子・父子自立支援員)研修支援事業）の状況

　　対象：市・町、子ども家庭センターの母子・父子自立支援員　約５０名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 開催日 | 内　　　　　容 |
| 平成  ２４  年度 | 7/12 | (1)母子・寡婦福祉資金　(2)大阪府「ひとり親家庭等コールセンタースタッフ養成講座」の紹介　(3)当事者の視点から父子家庭の支援のあり方を学ぶ |
| 7/20 | (1)離婚前・離婚後の法的手続き　(2)養育費と面会交流  (3)ハローワークにおける就労支援　(4)返済困難者の支援 |
| 11/9 | (1)虐待防止　(2)生活設計の支援　(3)奨学金と母子福祉資金貸付の活用方法 |
| 11/15 | (1)対人援助におけるコミュニケーションスキル　(2)事例検討 |
| 11/27 | (1)就業支援の進め方 (2)自殺予防 (3)対人援助に活かすストレスマネジメント |
| 平成  ２５  年度 | 5/8 | (1)大阪府のひとり親家庭支援　(2)コールセンタースタッフ養成講座の案内  (3)ハローワークにおける就労支援　(4)「相談を受ける・傾聴」とは |
| 9/6 | (1)母子福祉推進委員の役割と実態　(2)生活保護制度とひとり親家庭支援の実態　(3)府社協の社会貢献事業について |
| 10/22 | (1)子どもの両親の離婚の受け止め方　(2)面会交流と養育費 |
| 11/8 | (1)多重債務者への支援・対処法　(2)消費者トラブルと対処法  (3)母子・寡婦福祉資金 |
| 12/20 | (1)子どもの心情理解　(2)母子自立支援員と母子福祉推進委員の連携と今後の取組み　(3)障がい者制度の変遷と展望 |
| 平成  ２６  年度 | 5/23 | (1)大阪府のひとり親家庭支援　(2)「明石市こども養育支援ネットワーク」の取組み　(3)課題提起「就労支援の取組み」　(4)ハローワークにおける就労支援　(5)グループ討議 |
| 6/13 | (1)課題提起　離婚を考えるまでの状況　(2)DV相談の実態とその支援　(2)相談援助技術 |
| 9/5 | (1)父子家庭の生活課題とその支援　(2)ひとり親に対する就労支援  (3)こどもの非行について　(4)キッズラインからみる子どものSOS |
| 10/3 | (1)離婚前相談支援　(2)面会交流　(3)職場のメンタルヘルス |
| 11/14 | (1)子どもの貧困　(2)子どもの貧困対策　(3)研修を振り返って |
| 平成  ２７  年度 | 5/29 | (1)第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画　(2)母子家庭等就業・自立支援センター事業　(3)人権研修「あらためて人権を考える」　(4)接遇マナー |
| 6/26 | (1)DV相談の実態とその支援　(2)相談援助技術 |
| 9/25 | (1)父子家庭の生活課題とその支援　(2)ひとり親に対する就労支援  (3)こどもの非行について　(4)キッズラインからみる子どものSOS |
| 10/23 | (1)離婚前相談支援　(2)面会交流　(3)職場のメンタルヘルス |
| 11/27 | (1)子どもの貧困　(2)子どもの貧困対策　(3)研修を振り返って |
| 平成  ２８  年度 | 5/27 | 1. 大阪府のひとり親家庭支援　(2)母子家庭等就業・自立支援センター事業   (3)ひとり親に対する就労支援　(4)人権研修「福祉職と人権」 |
| 6/17 | (1)相談面接の技術 |
| 9/9 | 1. 母子生活支援施設の役割　(2)こども食堂から始まる地域のつながり   (3)ひきこもり・不登校の理解とその支援　(4)ひとり親家庭の生活設計 |
| 10/14 | 1. ひとり親親家庭に関わる法律相談　(2)面会交流(3)相談者理解とメンタルヘルス |
| 11/25 | 1. 女性の自立に寄り添って　(2)研修を振り返って   (3)高等職業訓練促進資金貸付事業について |

■一般市等就業・自立支援事業の状況

　　　「母子家庭等就業・自立支援センター事業」と同様の事業を一般市等においても実施することができ、下表の市においては、より身近な地域においてもひとり親家庭の親等の自立支援を図っています。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 実施市町 | ５市  吹田市、  寝屋川市、  松原市、  柏原市、  交野市 | ５市  吹田市、  寝屋川市、  松原市、  柏原市、  交野市 | ５市  吹田市、  寝屋川市、  松原市、  柏原市、  交野市 | ５市  吹田市、  寝屋川市、  松原市、  柏原市、  交野市 | ５市  吹田市、  茨木市、  松原市、  柏原市、  交野市 |
| の実施内容  就業支援講習会 | パソコン、  ホームヘルパー２級 | パソコン、  介護職員初任者研修 | パソコン、  介護職員初任者研修 | パソコン、  介護職員初任者研修 | パソコン、  介護職員初任者研修、  医療事務 |

1. **母子・父子自立支援プログラム策定事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等との連携**

目標・実施計画等

○　母子・父子自立支援プログラム策定事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等の連携を図り、一般市（福祉事務所を有する市町）及び郡部を所管する子ども家庭センター（池田・富田林・岸和田）における身近な地域での就労支援を促進します。

　福祉事務所等に配置された母子・父子自立支援プログラム策定員が、児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組み等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、ハローワークに配置された就職支援ナビゲーターとの連携により、きめ細かで継続的な自立・就労支援を実施しました。

■母子・父子自立支援プログラム策定事業の状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 実施市町及び策定件数 | 21市町 | 24市町 | （※）23市町 | 24市町 | 24市町 |
| 岸和田市81件  池田市4件  吹田市9件  泉大津市102件  貝塚市45件  枚方市0件  八尾市8件  富田林市0件  寝屋川市66件  河内長野市56件  松原市4件  和泉市19件  箕面市1件  柏原市8件  羽曳野市36件  藤井寺市5件  泉南市0件  四條畷市3件  大阪狭山市0件  阪南市4件  島本町9件  合計460件 | 岸和田市71件  池田市4件  吹田市6件  泉大津市100件  貝塚市44件  枚方市0件  八尾市0件  富田林市2件  寝屋川市79件  河内長野市62件  松原市1件  和泉市55件  箕面市0件  柏原市5件  羽曳野市22件  門真市15件  摂津市6件  高石市23件  藤井寺市5件  泉南市35件  四條畷市55件  大阪狭山市0件  阪南市5件  島本町 6件  合計601件 | 岸和田市82件  池田市7件  吹田市9件  泉大津市73件  貝塚市32件  八尾市10件  富田林市4件  寝屋川市88件  河内長野市40件  松原市0件  和泉市50件  箕面市0件  柏原市3件  羽曳野市20件  門真市18件  摂津市5件  高石市22件  藤井寺市0件  泉南市38件  四條畷市11件  大阪狭山市0件  阪南市2件  島本町0件  合計514件 | 岸和田市124件  池田市7件  吹田市7件  泉大津市92件  貝塚市66件  茨木市10件  八尾市0件  富田林市3件  寝屋川市88件  河内長野市35件  松原市0件  和泉市0件  箕面市0件  柏原市3件  羽曳野市16件  門真市9件  摂津市6件  高石市20件  藤井寺市0件  泉南市27件  四條畷市26件  大阪狭山市0件  阪南市0件  島本町 8件  合計547件 | 岸和田市122件  池田市3件  吹田市9件  泉大津市67件  貝塚市72件  茨木市16件  八尾市0件  富田林市3件  寝屋川市49件  河内長野市34件  松原市3件  和泉市40件  箕面市1件  柏原市4件  羽曳野市17件  門真市10件  摂津市2件  高石市7件  藤井寺市0件  泉南市39件  四條畷市17件  大阪狭山市0件  阪南市4件  島本町12件  　合計531件 |

（注）下線部は当該年度からの実施市町 （※）枚方市が中核市に移行

■大阪府（政令・中核市を含む）における就労準備支援事業（生活困窮者自立支援制度）

の実施状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 事業実施自治体 | １５ | 25 |

※福祉事務所設置自治体（府内33市及び島本町、その他9町村は大阪府が実施主体）

が事業実施

1. **地域就労支援事業による就労支援**

目標・実施計画等

○　母子家庭の母や父子家庭の父をはじめとする就職困難者に対して、市町村の実施する地域就労支援事業を交付金により支援するとともに、地域の関係機関との連携・協力体制づくり、コーディネーターの人材育成等を図るなどバックアップに努めます。

ひとり親家庭の親等をはじめ、障がい者、中高年齢者等の中で、働く意欲・希望がありながら雇用・就労を妨げるさまざまな阻害要因を抱える就職困難者を対象に、身近な行政機関である市町村が、あらゆる雇用・就労施策や福祉施策などを活用し、地域の関係機関などと連携しながら、求職や雇用に関する相談に応じるとともに、相談者一人ひとりに応じた就労支援を府内全市町村で実施しました。

また、ひとり親家庭の親等に対しては、母子家庭等就業・自立支援センターが実施する就業のための講習会や法律相談など、相談内容に応じて適切に誘導するなど、連携を図りました。

■地域就労支援事業（政令市･中核市を含む）の状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| センター  利用件数 | | 26,361件 | 28,343件 | 25,708件 | 24,171件 | 24,706件 |
|  | 新規 | 5,737件 | 4,709件 | 4,909件 | 5,108件 | 4,169件 |
| 再来 | 16,714件 | 20,324件 | 18,085件 | 17,070件 | 18,494件 |
| その他利用 | 3,910件 | 3,310件 | 2,714件 | 1,993件 | 2,043件 |
| 就職者数 | | 1,728人 | 1,901件 | 1,924件 | 1,860件 | 1,679件 |

　　※センター利用件数・就職者数は、ひとり親家庭等、若年者、中高年齢者、障がい者等を含む。

【参考】地域就労支援事業の実績（ひとり親家庭の親等の相談）（政令市・中核市を除く）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 実施市町村数 | 38市町村 | 38市町村 | (※)37市町村 | 37市町村 | 37市町村 |
| 相談者数 | 236人 | 138人 | 185人 | 183人 | 169人 |
| 就職者数 | 37人 | 20人 | 27人 | 25人 | 31人 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　(※)枚方市が中核市に移行

1. **母子・父子自立支援員による就業相談**

母子・父子自立支援員がひとり親家庭及び寡婦の生活安定、自立のためのさまざまな相談に応じました。（大阪府は福祉事務所未設置の町村を所管）

■母子・父子自立支援員による相談（政令市・中核市を除く）の状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 相談件数  **(うち主な内容)** | | 11,937件 | 11,829件 | 10,836件 | 11,102件 | 11,604件 |
|  | 就労 | 3,102件 | 3,278件 | 2,584件 | 2,618件 | 2,737件 |
| 住宅 | 204件 | 147件 | 114件 | 61件 | 87件 |
| 養育費 | 72件 | 72件 | 52件 | 57件 | 56件 |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付 | 2,688件 | 2,416件 | 2,864件 | 3,305件 | 3,152件 |
| 母子父子寡婦  福祉資金償還 | 76件 | 70件 | 55件 | 51件 | 45件 |
| 児童扶養手当 | 1,346件 | 1,396件 | 1,645件 | 1,759件 | 1,894件 |
| 離婚後相談(内数) | | 10,034件 | 10,036件 | 9,274件 | 9,394件 | 9,760件 |
|  | 府実施分(内数) | 253件 | 328件 | 266件 | 374件 | 352件 |

1. **ＯＳＡＫＡしごとフィールドによる就業支援**

　　　就職困難者や地域就労支援事業から紹介のあった方などを対象に、「ＯＳＡＫＡしごとフィールド」において、キャリアカウンセリングや各種セミナー等を実施したほか、一体的運営を行う「大阪東ハローワークコーナー」を活用することで、求人の検索や応募まで、ワンストップの就職支援を行いました。

　　　働くママ応援コーナーでは、出産等を機に離職し、再就職をめざす女性等を対象に、キャリアカウンセリングの実施に加え、保育所探しのアドバイスも行いました。

【参考】ＯＳＡＫＡしごとフィールドにおける就職支援の実績（ひとり親家庭の親等）

(政令市・中核市を除く）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 登録者数 | 26人 | 5人 | 25人 | 45人 | ２０人 |
| 就職者数 | 26人 | 2人 | 9人 | 21人 | １４人 |

※平成24年度から平成25年度8月末までは「ＯＳＡＫＡしごと館」

1. **国の公共職業安定機関等と連携した求人情報の提供**

厚生労働大臣の許可を得て職業紹介事業を行う、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ハローワークや大阪マザーズハローワーク（ハローワーク内マザーズコーナー）、福祉人材センターと連携しつつ、積極的な求人情報の提供等を行いました。

1. **公共職業安定所(ハローワーク)における職業紹介**

ひとり親家庭の親等就職が特に困難な者の雇用機会の拡大を図るため、これらの者をハローワーク又は職業紹介事業者からの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、国（大阪労働局）が特定求職者雇用開発助成金を支給しています。

また、ひとり親家庭の親等がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業に就くことができるよう、ハローワーク等の紹介により、ひとり親家庭の親等を常用雇用への移行を前提として一定期間、試行的に雇い入れた事業主に対し、トライアル雇用助成金を支給しています。

■大阪府内（大阪労働局管内）における国事業の状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| ﾊﾛｰﾜｰｸの就業斡旋(内ﾊﾟｰﾄ) | 7,113件  (3,560件) | 7,235件  (3,512件) | 7,004件  (3,407件) | 6,055件  (2,891件) | 5,359件  (2,521件) |
| 特定求職者雇用開発助成金 | 1,940件  (735,204千円) | 1,963件  (744,367千円) | 2,379件  (902,748千円) | 2,206件  (830,113千円) | 1,611件  (474,500千円) |
| ﾄﾗｲｱﾙ雇用 | 8名 | １名 | ０名 | ２名 | ４名 |

**【職業訓練等の実施・促進】**

1. **公共職業訓練の実施**

目標・実施計画等

○　ひとり親家庭の親等に対する企業の求人ニーズを把握し、自立促進に対応した職業訓練を実施するとともに、訓練委託先の就職支援やハローワークとの連携を通じて就職率の向上に努めていきます。

○　特に訓練科目については、求人ニーズの状況やひとり親家庭の親等のニーズを的確に把握して、訓練修了後の就職につながることが期待できる科目の設定に努めます。

ひとり親家庭の親等の自立を促進するため、夕陽丘高等職業技術専門校において、トータルサポート事務実務及び会計実務についての職業訓練を実施し、就労につなげました。

また、民間に委託して実施する職業訓練において、ひとり親家庭の父母を優先する託児サービス付訓練を実施し、就労につなげました。

■職業能力開発事業（夕陽丘高等職業技術専門校における母子家庭の母の入校・就職状況)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | |
| 4月  入校 | 10月  入校 | 4月  入校 | 10月  入校 | ４月  入校 | 10月  入校 | 4月  入校 | 10月  入校 | 4月  入校 | 10月  入校 |
| トータルサポート事務実務  （平成２６年度まで経理ビジネス） | 定員数 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 |
| 応募者数 | 35人 | 34人 | 31人 | 25人 | 40人 | 38人 | 40人 | 35人 | 32人 | 32人 |
| 入校者数 | 28人 | 30人 | 26人 | 22人 | 30人 | 30人 | 30人 | 26人 | 28人 | 30人 |
| 就職者数 | 22人 | 22人 | 15人 | 14人 | 26人 | 27人 | 27人 | 26人 | 24人 | 24人  （注） |
| 就職率 | 81.5% | 78.6% | 60.0% | 66.7% | 92.9％ | 96.4％ | 100％ | 92.0％ | 100％ | 88.9％  （注） |
| 会計実務 | 定員数 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 |
| 応募者数 | 48人 | 34人 | 31人 | 34人 | 45人 | 44人 | 40人 | 36人 | 44人 | 34人 |
| 入校者数 | 30人 | 26人 | 25人 | 30人 | 30人 | 30人 | 30人 | 27人 | 29人 | 30人 |
| 就職者数 | 24人 | 22人 | 19人 | 21人 | 28人 | 26人 | 27人 | 26人 | 27人 | 29人  （注） |
| 就職率 | 88.9% | 88.0% | 76.0% | 84.0% | 96.6％ | 92.9％ | 100％ | 96.3％ | 96.4％ | 96.7％  （注） |

（注）平成28年度10月入校の就職者数及び就職率は、７月時点の未確定値です。

※就職率＝（就職者数＋就職中退者数）／修了者数＋就職中退者数－進学者数）

また、民間の教育訓練機関等地域の多様な委託先を活用して、就職への意識啓発等を目的とした準備講習を組み合わせた職業訓練を実施しました。

■離職者等再就職訓練事業（ひとり親家庭の父母を優先する託児付コースの実施状況）

（平成２８年度より）

（※２７年度まで：母子家庭の母等の職業的自立促進事業（職業的自立促進（職業訓練））

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 募集科目 | ・ヘルパー  2級養成科  ・総務事務科  ・医療・調剤事務科  ・医療・介護事務科  ・パソコン  事務科 | ・介護職員初任者養成科  ・総務事務科  ・医療事務科  ・パソコン  事務科 | ・介護職員初任者養成科  ・経理事務科  ・医療事務科  ・パソコン  事務科 | ・介護職員初任者養成科  ・経理事務科  ・医療事務科 | ・医療・調剤事務科  ・パソコン事務基礎科  ・介護初任者養成研修科  ・総務・経理事務基礎科  ・医療・介護事務科  ・経理事務基礎科 |
| 定員 | 180人 | 140人 | 120人 | 100人 | 80人 |
| 受講者数 | 106人 | 67人 | 45人 | 16人 | 53人 |
| 修了者数 | 96人 | 60人 | 41人 | 14人 | ―　人 |
| 就職者数 | 74人 | 55人 | 33人 | 10人 | ―　人 |
| 就職率 | 75.5% | 87.3% | 78.6％ | 71.4％ | ―　％ |

※就職者数には就職中退者数を含む。

※平成２８年度の就職者及び就職率は現時点では未確定です。

1. **就業支援講習会の実施**

目標・実施計画等

○　社会情勢の変化なども踏まえ、ニーズが高い、より就業に結びつきやすい就業支援講習会の実施に努めます。　（各年度：受講者の就業率　９割以上）

ひとり親家庭の親等に対して、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会を開催しました。

■母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援講習会）の状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 定員 | | 127人 | 145人 | 146人 | 176人 | 153人 |
| 受講者数 | | 98人 | 80人 | 60人 | 98人 | 92人 |
|  | 簿記３級 | 24人 | 24人 | 18人 | 18人 | 9人 |
| 介護職員初任者  (ヘルパー２級) | 22人 | 10人 | 17人 | 22人 | 21人 |
| パソコン | 20人 | 25人 | 15人 | 34人 | 29人 |
| 看護師 | 32人 | 21人 | 10人 | 18人 | 22人 |
| 調剤事務 | － | － | － | 6人 | 11人 |
| 医療事務 | － | － | － | － | － |
| 就業者数 | | 85人 | 71人 | 54人 | 82人 | 81人 |
| 就業率 | | 86.7％ | 88.8％ | 90.0％ | 83.7％ | 88.0％ |

1. **母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等の実施**

目標・実施計画等

○　ひとり親家庭の親の学び直しの支援を視野に、正規雇用等安定した条件での就業につなげるため、一般市（福祉事務所を有する市町）において、母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業や高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施を働きかけます。

（親の学び直しの事業実施　平成26年度：全市町未実施→平成31年度：10市）

雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していないひとり親家庭の親等が教育訓練を修了した場合、経費の６０％を給付金として支給し、能力開発の取組みを支援しました。また、ひとり親家庭の親等が資格取得のため養成機関で修業する場合、その期間中について高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にするよう努めました。

■大阪府（政令市・中核市を除く）における自立支援教育訓練給付金事業の状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 給付件数 | | 102件 | 61件 | 29件 | 35件 | 37件 |
|  | 大阪府分 | 2件 | 0件 | 0件 | 1件 | 1件 |
| 市・町分 | 100件 | 61件 | 29件 | 34件 | 36件 |
| 29市町 | 29市町 | (※)28市町 | 28市町 | 28市町 |

(※)枚方市が中核市に移行

■大阪府（政令市・中核市を除く）における高等職業訓練促進給付金事業の状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 給付件数 | | 419件 | 346件 | 279件 | 252件 | 278件 |
|  | 大阪府分 | 23件 | 17件 | 15件 | 18件 | 20件 |
| 市・町分 | 396件 | 329件 | 264件 | 234件 | 258件 |
| 29市町 | 29市町 | (※)28市町 | 28市町 | 28市町 |

(※)枚方市が中核市に移行

1. **技能習得期間中の生活資金貸付けの実施**

目標・実施計画等

○　母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業など他制度との連携も図りつつ、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付業務に努めます。

ひとり親家庭の親等が就労するのに必要な技能知識の習得期間中に、その生活の安定のため、生活資金の貸付けを行いました。

■大阪府（政令市・中核市を除く）における母子・父子・寡婦福祉資金貸付(新規分)の状況 【千円】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | |
| 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 生活資金 | 0 | 0 | ４ | 907 | ３ | 1,941 | ８ | 6,232 | 3 | 1,554 |

1. **職業能力形成プログラム(ジョブ・カード制度)の推進**

ひとり親家庭の親等の職業能力形成機会に恵まれない方の安定雇用への移行を促進するため、ジョブ・カードを活用したキャリア形成支援を行い、必要な方には座学と企業における実習を組み合わせた実践的な職業訓練の受講を推進しました。

**【就業機会創出のための支援】**

* 1. **民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ**

目標・実施計画等

○　さまざまな機会、媒体を活用してひとり親家庭の親の雇用に関する事業主等への協力の要請を行い、企業開拓を推進します。

また、一般市において、特別措置法に定める国に準じた取り組みの実施を働きかけます。

（以下、就業機会創出のための支援①から④のいずれかの取り組みの実施

　平成26年度：14市→　平成31年度： 28市町 ）

非正規雇用労働者については、正規雇用労働者と比べ、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が少ないといった課題があります。そのような状況において、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進等に取り組むため、平成２５年度にキャリアアップ助成金を創設し、その後雇用情勢を鑑み、現在まで制度の拡充等制度改変を行ってきたものです。その取り組みの中で、創設当初より国のひとり親家庭の親等の就業促進に関する動向を踏まえ、正社員化コース（旧多様な正社員コースを含む）において、ひとり親家庭の親等に対し取り組みを行った事業主への支給額の加算を行っているところです。

国のひとり親家庭の親等の就業促進に関する動向を踏まえ、大阪府母子家庭等就業・自立支援センター事業等の取り組みを通じて、事業主に対し、働きかけを行うとともに、公正な採用選考が徹底されるよう、企業啓発を推進しました。

■大阪府（大阪労働局管内）におけるキャリアアップ助成金正社員化コース、

ひとり親家庭の親等に対する取組事業主へ支給額加算件数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平成2７年度 | 平成28年度 |
| 加算件数 | １６３件 | １４３件 |

※キャリアアップ助成金は、「均衡待遇・正社員化推進奨励金事業」の後継となる事業

* 1. **ひとり親家庭の親の雇用に配慮した官公需発注の推進**

目標・実施計画等

○　ひとり親家庭の親をはじめとする就職困難者の雇用促進に努めます。

「行政の福祉化推進プロジェクト」を受けて具体化した総合評価入札制度や指定管理者制度を実施し、ひとり親家庭の親の常用雇用の促進に努めました。

■総合評価入札制度の状況

　　庁舎の清掃業務の入札にあたり、「行政の福祉化」の観点から、母子家庭の母を常用雇用した場合に加点することとしています。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 箇所数 | | 3箇所 | 3箇所 | 13箇所 | 3箇所 | 4箇所 |
|  | 施設名 | 北河内府民センター、南河内府民センター、泉南府民センター | 三島府民センター、泉北府民センター、光明池運転免許試験場 | 本庁舎（咲洲庁舎を含む）  門真運転免許試験場、産業技術総合研究所、府立大学（中百舌鳥キャンパス、羽曳野キャンパス）、急性期・総合医療センター、呼吸器・アレルギー医療センター、精神医療センター、成人病センター、母子保健総合医療センター、府警本部、中河内府民センター、中央図書館 | 北河内府民センター、南河内府民センター、泉南府民センター | 三島府民センター、泉北府民センター、光明池運転免許試験場、日本万国博覧会記念公園 |

■指定管理者制度

審査基準に母子家庭の母を含めた就職困難者の雇用促進の視点を盛り込んでいます。

* 1. **母子・父子福祉団体等への業務発注の推進**

目標・実施計画等

○　母子・父子福祉団体等への、物品や役務の調達など業務の発注を推進します。

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法では、母子・父子福祉団体等からの物品や役務を調達するよう努めなければならないとされており、当該団体に対し委託業務などを発注しました。

■大阪府（政令市・中核市を除く）における母子・父子福祉団体等からの調達実績

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平成2７年度 | 平成28年度 |
| 売店・自動販売機  等の設置 | ６市 | 10市町 |
| 清掃・施設管理 | １市 | 0市 |
| ひとり親家庭支援事業の委託 | 6市 | 4市 |

* 1. **公務労働分野におけるひとり親家庭の親等の非常勤職員での雇用に向けた取り組み**

目標・実施計画等

○　大阪府の公務労働分野での非常勤職員の雇用を推進するとともに、雇用期間満了後の就労支援について、母子家庭等就業・自立支援センターと連携しながら、きめ細かなフォローアップや企業開拓に努めます。

　　　また、各市町村における非常勤職員の雇用を働きかけます。

母子家庭等就業・自立支援センターを通じて、府の非常勤職員等の就労斡旋を行い、母子家庭の母の雇用を推進しました。

■府の非常勤職員への母子家庭の母の雇用の状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 雇用人数 | 47名 | 51名 | 58名 | 50名 | 45名 |

* 1. **母子・父子福祉団体が行う事業に対する貸付け**

目標・実施計画等

○　母子・父子福祉団体が行う事業への支援として、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付業務に努めます。

母子・父子福祉団体が、ひとり親家庭の親及び寡婦の福祉の増進を図るための事業（社会福祉事業、職業紹介事業、労働者派遣事業等）を行う場合に、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けを行います。

* 1. **ひとり親家庭の親等が共同で事業を開始する際の支援**

目標・実施計画等

○　事業を開始する際の支援として、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付業務に努めるとともに、創業に関する相談等に応じます。

ひとり親家庭の親等への各種支援制度及び府制度融資を案内し、事業を開始（起業）する際の支援を行います。

府内各商工会、商工会議所等では、創業に関する相談にも応じています。

* 1. **特定求職者雇用開発助成金の活用**

（Ｐ８「大阪府内（大阪労働局管内）における国事業の状況」参照）

* 1. **トライアル雇用を通じた早期就職、常用雇用への移行の促進**

（Ｐ８「大阪府内（大阪労働局管内）における国事業の状況」参照）

* 1. **助成金を活用した正規雇用への転換等の促進**

（Ｐ13「大阪府（大阪労働局管内）におけるキャリアアップ助成金正社員化コース、ひとり親家庭の親等に対する取組事業主へ支給額加算件数」参照）

**２．子育てをはじめとした生活面への支援**

1. **保育所等優先入所の推進**

目標・実施計画等

○　国通知に基づき、ひとり親家庭の児童が保育所等に優先的に入所できるよう市町村に働きかけていきます。

母子父子寡婦福祉法において、ひとり親家庭の保育所等の入所選考の際における特別の配慮義務を規定しており、また、厚生労働省通知「保育所の入所等におけるひとり親家庭の取扱いについて」により、ひとり親家庭を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うよう特別の配慮が求められているところです。

　　　　これら法及び通知の主旨に基づき、ひとり親家庭の子育てを支援するため、ひとり親家庭の親が就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、保育所等優先入所の取り組みを市町村に働きかけています。

1. **多様な保育、子育て支援サービスの提供**

目標・実施計画等

○　多様化する保護者の就労形態に対応できるよう、保育所等における一時預かり、延長保育、休日保育、夜間保育、特定保育、病児・病後児保育等の多様できめ細かな保育・子育て支援サービスの提供を推進します。

多様化する就労形態や家庭での養育が一時的に困難となる場合等に対応するため、延長保育・子育て短期支援、病児保育事業を子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の中で位置づけて推進しています。

■延長保育事業・休日保育事業・夜間保育事業・子育て短期支援事業・病児保育事業の実施市町村数（政令市・中核市を除く）の状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | |
| 全市  町村 | うち  町村 | 全市  町村 | うち  町村 | 全市  町村 | うち  町村 | 全市  町村 | うち  町村 | 全市  町村 | うち  町村 |
| 延長保育事業 | | 37 | 8 | 37 | 9 | 37 | 10 | 37 | 10 | 37 | 10 |
| 休日保育事業 | | 18 | 3 | 19 | 3 | 18 | 3 | 15 | 2 | 15 | 2 |
| 夜間保育事業 | | 3 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 | 3 | 0 |
| 援事業  短期支  子育て | ｼｮｰﾄｽﾃｲ | 31 | 4 | 32 | 4 | 31 | 6 | 31 | 6 | 33 | 7 |
| ﾄﾜｲﾗｲﾄｽﾃｲ | 28 | 4 | 26 | 4 | 25 | 6 | 25 | 6 | 25 | 6 |
| 病児保育事業 | | 26 | 0 | 25 | 1 | 24 | 1 | 26 | 1 | 27 | 1 |

1. **放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実**

目標・実施計画等

○　国通知に基づき、ひとり親家庭の児童が放課後児童クラブを優先的に利用できるよう働きかけていくとともに、開設時間の延長や土曜日・学校の長期休業中（夏季休業日等）の開設、障がい児の受け入れ、７１人以上の大規模クラブの解消など、放課後児童クラブの充実を推進します。

児童福祉法第６条の３第２項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図っています。

■放課後児童健全育成事業の実施状況（政令都市・中核市を除く）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | |
| 全市  町村 | うち  町村 | 全市  町村 | うち  町村 | 全市  町村 | うち  町村 | 全市  町村 | うち  町村 | 全市  町村 | うち  町村 |
| 公立  小学校数 | 486 | 34 | 481 | 33 | 435 | 33 | 434 | 32 | 427 | 28 |
| 放課後児童クラブ数 | 651 | 31 | 655 | 33 | 579 | 34 | 587 | 34 | 629 | 55 |
| クラブ在籍  児童数 | 27,816 | 1,302 | 28,622 | 1,439 | 26,733 | 1,498 | 29,808 | 1,638 | 33,324 | 1,695 |

※各年度、5月1日現在

1. **ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施やファミリー・サポート・センター事業の活用**

目標・実施計画等

○　日常生活支援事業を担う家庭生活支援員の確保に努めるとともに、ひとり親家庭等の自立や生活の安定に向けた制度利用の促進に努めます。

○　家庭生活支援員として、母子家庭の母等を積極的に活用します。

○　ひとり親家庭に対し、ファミリー・サポート・センター事業の活用を推進します。

ひとり親家庭等が修学や疾病等により、一時的に家事、育児などの日常生活に支障が生じた場合等に、家庭生活支援員を居宅等に派遣するなどにより、家事、介護、保育サービス等を行いました。

■ひとり親家庭等日常生活支援事業の状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 派遣延べ回数 | | 842回 | 370回 | 391回 | 501回 | 787回 |
|  | 大阪府分 | 80回 | 67回 | 179回 | 55回 | 77回 |
| 市・町分 | 762回 | 303回 | 212回 | 446回 | 710回 |
| 派遣時間数 | | 1,967時間 | 1,419時間 | 1,355時間 | 1,355時間 | 1,559時間 |
|  | 大阪府分 | 496時間 | 311時間 | 682時間 | 434時間 | 391時間 |
| 市・町分 | 1,471時間 | 1,108時間 | 673時間 | 921時間 | 1,168時間 |
| 実施市町 | | 11市町  泉大津市、  貝塚市、  枚方市、  茨木市、  八尾市、  河内長野市、  摂津市、  藤井寺市、  泉南市、  四條畷市、  島本町 | 11市町  泉大津市、  貝塚市、  枚方市、  茨木市、  八尾市、  河内長野市、  摂津市、  藤井寺市、  泉南市、  四條畷市、  島本町 | (※)9市町  泉大津市、  貝塚市、  八尾市、  河内長野市、  摂津市、  藤井寺市、  泉南市、  四條畷市、  島本町 | 9市町  泉大津市、  貝塚市、  八尾市、  河内長野市、  摂津市、  藤井寺市、  泉南市、  四條畷市、  島本町 | 10市町  泉大津市  貝塚市  八尾市  河内長野市  箕面市  摂津市  藤井寺市  泉南市  四條畷市  島本町 |

(※)枚方市が中核市に移行

1. **生活支援講習会等事業の実施**

目標・実施計画等

○　生活支援に関する講習会を実施し、家庭での育児、児童のしつけなど子どもの世話や家事など、ひとり親家庭が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るように努めます。

ひとり親家庭等は、就労や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけ・育児又は児童の健康管理等に十分に行き届かない面があることから、各種生活支援講習会を開催するとともに、個々のひとり親家庭等の相談に応じました。

■大阪府（政令市・中核市を除く）における生活支援講習会等事業の状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 受講者数 | 148人 | 112人 | 117人 | 116人 | 1,327人 |
| 食育に関する講習会 | 48人 | 35人 | 36人 | 34人 | 27人 |
| 健康に関する講習会 | 100人 | 77人 | 81人 | 82人 | ※1,000人 |
| 家計管理に関する講習会 | － | － | － | － | ※300人 |

※他事業との併催

1. **母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援**

目標・実施計画等

○　母と子どもが母子生活支援施設を利用することによって、子育てや生活の自立が図れるよう、引き続き支援を行います。

18歳未満の子どもを養育している母子家庭またはさまざまな事情のため母子家庭に準じる家庭の母と子どもを母子生活支援施設に入所させ、心身と生活を安定させるための相談・援助を継続し、自立を支援しました。

■母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援の状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 府所管施設数 | ４箇所 | １箇所 | １箇所 | １箇所 | 1箇所 |
| 定員数 | 102世帯 | 30世帯 | 30世帯 | 30世帯 | 30世帯 |
| 入所数 | 79世帯 | 19世帯 | 24世帯 | 26世帯 | 26世帯 |

※各年度、４月１日現在

※平成24年度中に廃止１、権限移譲２

上記のほか、政令市所管施設５箇所（大阪市４、堺市１）設置

1. **公営住宅における優先入居の推進等**

目標・実施計画等

○　真に住宅に困窮する府民の居住の安定の確保を図るため、府営住宅の入居者募集においては、ひとり親世帯や高齢者、障がい者等を対象とした福祉世帯向け募集枠による優先入居を引き続き実施していきます。

○　ひとり親家庭などの住宅困窮者等が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、市町村や宅地建物取引業者等と連携し、入居を拒まない民間賃貸住宅等の登録、ホームページ等を通じて情報提供を行う、※大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度を推進していきます。

府営住宅（大阪市、豊能町、能勢町、河南町、太子町、千早赤阪村を除く府内３７市町に所在）において、募集戸数の概ね６割をひとり親世帯や高齢者、障がい者等を対象とした福祉世帯向け募集を実施しています。

※平成２９年３月より、国が行う新たな住宅セーフティネット制度改正に先がけ、　　「大阪あんしん賃貸支援事業」から、住宅の耐震性能を条件に追加した「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」へ登録制度を変更。

■府営住宅におけるひとり親世帯の入居状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 入居ひとり親世帯数 | 11,700世帯 | 11,380世帯 | 11,243世帯 | 10,113世帯 | 9,762世帯 |
| 全世帯数に占める  ひとり親世帯の割合 | 9.6％ | 9.5％ | 9.4％ | 9.4％ | 9.2％ |

※各年度、３月末現在。

■府営住宅における福祉世帯向け募集状況等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 福祉世帯向け募集  戸数・応募倍率 | 1,622戸  27.8倍 | 2,074戸20.2倍 | 2,013戸 16.9倍 | 2,070戸 12.0倍 | 2,043戸 12.8倍 |
| 一般世帯向け募集  戸数・応募倍率 | 1,062戸  18.3倍 | 1,372戸  12.8倍 | 1,327戸 18.0倍 | 1,335戸 14.9倍 | 1,341戸 12.5倍 |

※各年度、3月末現在。

※大阪市内に所在する府営住宅（建替えなどの事業中住宅を除く）は、平成２７年８月１日、平成２８年４月１日及び平成２９年４月１日に大阪市へ移管し、大阪市営住宅となりました。

　　　　府営住宅の整備にあたり、地元市町等と府営住宅を活用したまちづくりについて協議を図りながら、保育所、社会福祉施設等の合築・併設を行うなど、子育てしやすい住環境の整備を推進しています。

　　　　また、民間賃貸住宅への居住の安定を図るため、家主や宅地建物取引業者に対して、入居制約の解消に向けた啓発事業等を実施しています。

子育て世帯等が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、市町村や宅地建物取引業者等と連携し、入居を拒まない民間賃貸住宅（あんぜん・あんしん賃貸住宅）等の登録、ホームページ等を通じた情報提供を実施しています。

■府営住宅における社会福祉施設等の合築・併設状況（母子家庭等の自立促進を支援する施設等の合築・併設状況）

　　　　　（平成2９年3月末現在）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **事 業 手 法** | **施 設 種　別** | **団　地　数** |
| 建替事業に伴う活用用地等の売却 | 保育所（※）、子育て支援施設 | ４ |
| 総合保健福祉センター | １ |
| 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス等 | ４  (内１団地は特養と保育所が併設しており、保育所で計上) |
| 行政財産の貸付（土地） | 特別養護老人ホーム | １ |
| 行政財産の貸付（住戸） | 小規模保育所、一時預かり等 | ３ |
| 行政財産使用許可（土地） | 保育所（※）、学童保育施設 | １４ |
| 合　　　計 | | ２７ |

※認定こども園を含む。

■宅地建物取引業者への研修の実施状況（民間賃貸住宅への入居制約の解消に向けた啓発事業等）【上段は実施回数、下段は参加者数】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 新規免許業者研修会・営業  保証金供託業者研修会 | 2回  175名 | 2回  300名 | 2回  354名 | 2回  326名 | ２回  416名 |
| 団体役員、社内研修指導員  人権研修会 | 1回  45名 | １回  23名 | １回  28名 | １回  175名 | １回  28名 |
| 宅地建物取引業人権推進  指導員養成講座 \* | 8回  358名 | 13回  586名 | 12回  502名 | 13回  317名 | 12回  524名 |
| ブロック別人権研修会  (業界団体独自研修会) | 22回  9,153名 | 22回  8,730名 | 22回  8,732名 | 28回  11,870名 | 24回  9,219名 |

■大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度  
（平成２９年３月より「大阪あんしん賃貸支援事業」の事業名等を変更）

　　　子育て世帯等が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、市町村や宅地建物取引業者等と連携し、入居を拒まない民間賃貸住宅等の登録、ホームページ等を通じた情報提供を実施しました。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 協力店登録件数 | 239件 | 240件 | 335件 | 452件 | 513件 |
| あんしん賃貸  住宅の登録戸数 | 2,945戸 | 3,216戸 | 7,135戸 | 7,497戸 | 8,222戸 |

**【地域の実情に応じた市町営住宅の優先入居】**

　　 市町が地域の実情に応じて、ひとり親世帯を対象とした市町営住宅（柏原市、大阪狭山市、阪南市、太子町、河南町、千早赤阪村を除く３７市町に所在）への優先入居の仕組みを導入するよう、指導・助言を行います。

■市町営住宅（政令市除く３５市町）へのひとり親世帯の入居状況

（平成２５年度まで母子世帯として集計）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 入居母子世帯数 | 1,175世帯  (6.3%) | 1,249世帯  (6.8%) | 1,168世帯  (6.5％) | 1,115世帯  (6.3％) | 1,227世帯  (7.6％) |
| うち優先募集による入居母子世帯数 | 48世帯  (4.0%) | 41世帯  (3.3%) | 33世帯  (2.8％) | 47世帯  (4.2％) | 31世帯  (2.5％) |
| 実施市町 | 27市町 | 26市町 | 23市町 | 23市町 | 23市町 |

　 ※各年度、3月末現在。入居ひとり親世帯数の( )は全世帯数に占める割合。

1. **住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）による住居の確保等**

　離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある方に対し、福祉事務所設置自治体において、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図りました。

■大阪府（政令市・中核市を含む）における住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）の支給状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 支給決定件数 | 547件 | 393件 |
| 支給額 | 73,095千円 | 61,692千円 |
| 常用就職者数 | 274人 | 198人 |

※福祉事務所設置自治体が事業実施

1. **子どもの学習支援等の推進**

目標・実施計画等

○　子どもの健やかな育成環境や学習機会の確保を図るため、居場所づくりを含めた学習支援等を推進します。

（一般市における事業実施の働きかけ 平成26年度：1市 → 平成31年度：13市）

福祉事務所設置自治体に対し、生活困窮者自立支援制度市町村連絡会議や全市町村訪問等を通じて、学習支援事業等を実施している自治体の先進事例の紹介等を行い、学習支援事業（生活困窮者自立支援制度）の取組み促進・広域支援を行いました。

■大阪府（政令・中核市を含む）における学習支援事業（生活困窮者自立支援制度）の

実施状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 事業実施自治体 | １8 | 22 |

※福祉事務所設置自治体が事業実施

**３．養育費の確保・面会交流支援**

1. **養育費相談支援センター事業の推進**

目標・実施計画等

○　国の養育費相談支援センター等との連携や情報提供体制を充実するなどにより、母子・父子自立支援員等相談担当者の知識・技能の向上を図るとともに、「何もしていない」方へのアプローチを促進し、養育費の受給率向上に努めます。（アンケート調査：「養育費の取り決めをしている」母子世帯45.5%、「受け取っている及び時々受け取っている」母子世帯15.1%の向上を図る）

ひとり親家庭の親等の生活の安定と児童の福祉を増進するため、国の養育費相談支援センターや市町村等と連携を図りつつ、養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談体制の整備を行い、養育費の受給率の向上等を図るため、母子家庭等就業・自立支援センター事業において、養育費相談を実施しました。

　■大阪府母子家庭等就業・自立支援センター事業における養育費相談の状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 相談件数 | 154件 | 160件 | 282件 | 201件 | 149件 |

1. **法律等相談事業の実施**

ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉を増進するため、養育費の取り決めなど生活に密着したさまざまな法律、経済的問題等について、弁護士による相談事業を実施しました。

■大阪府母子家庭等就業・自立支援センター事業（法律相談事業）の状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 相談件数 | | 70件 | 65件 | 73件 | 62件 | 68件 |
|  | 相続問題 | 2件 | 1件 | 2件 | 0件 | 2件 |
| 土地問題 | 1件 | 1件 | 2件 | 1件 | 0件 |
| 地代家賃 | 2件 | 1件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 事故の補償 | 0件 | 0件 | 1件 | 2件 | 0件 |
| 子どもに関する問題 | 4件 | 3件 | 2件 | 5件 | 1件 |
| 離婚前後の問題 | 56件 | 52件 | 53件 | 47件 | 53件 |
| (うち養育費等) | (20件) | (25件) | (19件) | (16件) | (14件) |
| 未婚(認知等) | 1件 | 1件 | 2件 | 2件 | 0件 |
|  | 労働問題 | 0件 | 0件 | 0件 | 1件 | 0件 |
| 賃借問題 | 0件 | 2件 | 4件 | 0件 | 3件 |
| その他 | 4件 | 4件 | 7件 | 4件 | 9件 |

　　※弁護士による法律相談は月１回程度実施

1. **面会交流に向けた支援**

　面会交流のスムーズな実施につながるよう、適切な助言や情報提供等の支援を行う相談体制の整備を進めています。

　■大阪府母子家庭等就業・自立支援センター事業における面会交流に係る相談状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 相談件数 | 29件 | 17件 |

1. **母子・父子自立支援員等による相談機能の強化**

市町村や子ども家庭センターで母子・父子自立支援員が実施する相談において、離婚に際して養育費の確保を行うための手続きや先進事例等を踏まえた研修等により相談機能を強化しました。

（Ｐ２「母子家庭等就業・自立支援センター事業（相談関係職員(母子・父子自立支援員)研修支援事業）の状況」参照）

1. **公益社団法人家庭問題情報センターとの連携**

婚姻関係の維持又は解消、婚姻解消後の子の監護に関する紛争について、民間型調停を行う公益社団法人家庭問題情報センターと連携し、養育費等に関する支援を行いました。

**４．経済的支援**

1. **母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付事業の実施**

目標・実施計画等

○　父子家庭にも対象が拡大されたことに伴い、一般市（福祉事務所を有する市町）との連携により、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正かつ円滑な貸付業務に努めます。

○　母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業や奨学金事業など他制度との連携も図りつつ、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の適正な貸付事業に努めます。

ひとり親家庭の親や寡婦の生活の安定と自立を図るため、母子・父子・寡婦福祉資金として、ひとり親家庭の親や寡婦の就労・自立に向けた資金や生活に関する資金、子の修学等のための資金など、資金使途に応じて12種類の資金の貸付けを行いました。

■母子・父子・寡婦福祉資金貸付けの状況（貸付支払ベース・継続貸付を含む） 　 　　　【千円】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | |
| 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 事業開始  資金 | 0 | 0 | 0 | 0 | ０ | ０ | ０ | ０ | ０ | ０ |
| 事業継続  資金 | 0 | 0 | 0 | 0 | ０ | ０ | ０ | ０ | ０ | ０ |
| 技能習得  資金 | 28 | 16,464 | 14 | 8,359 | 12 | 6,392 | 23 | 11,737 | ２３ | 12,082 |
| 就職支度  資金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ０ | ０ |
| 修学資金 | 746 | 560,642 | 586 | 428,109 | 498 | 351,443 | 495 | 337,228 | ５５３ | 374,424 |
| 修業資金 | 8 | 4,085 | 2 | 1,632 | 6 | 2,603 | 5 | 2,922 | ２ | ７８０ |
| 就学支度  資金 | 75 | 20,551 | 84 | 30,178 | 115 | 31,598 | 131 | 34,440 | １０９ | 30,560 |
| 生活資金 | 6 | 2,921 | 4 | 907 | 3 | 1,941 | 8 | 6,232 | ４ | 1,760 |
| 医療介護  資金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ０ | ０ |
| 住宅資金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ０ | ０ |
| 転宅資金 | 1 | 260 | 3 | 565 | 3 | 454 | 1 | 100 | ２ | ５０３ |
| 結婚資金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ０ | ０ |
| 合計 | 864 | 604,923 | 693 | 469,750 | 637 | 394,431 | 663 | 392,659 | ６９３ | 420,109 |

※各資金のデータは四捨五入。

1. **児童扶養手当の適正な給付業務の実施等**

目標・実施計画等

○　ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ることを目的とした児童扶養手当の適正な支給に努めます。

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、父又は母と生計を同じくしていない18歳到達後最初の年度末までの児童（児童に政令で定める程度の障がいがある場合は、20歳未満の児童）を監護しているひとり親家庭の親等に支給されます。

■児童扶養手当（政令市・中核市を含む）の支給状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 受給者数 | 96,185人 | 94,310人 | 92,176人 | 89,653人 | 86,653人 |
| 全部停止者数 | 8,036人 | 8,351人 | 8,557人 | 8,931人 | 9,229人 |
| 給付額(千円) | 46,974,880 | 46,417,628 | 45,133,288 | 44,472,275 | 44,227,635 |

※各年度、3月末現在。

※全部停止者とは、受給者又は扶養義務者等の前年所得が所得制限限度額を超えたことにより児童扶養手当の支給が全額停止になった者をいう。なお、表中、全部停止者数は受給者数の外数。

1. **ひとり親家庭医療費助成等の実施**

目標・実施計画等

○　ひとり親家庭や乳幼児に係る医療費の自己負担相当額の一部を助成することにより、経済的負担の軽減と健康の保持増進を図ります。

ひとり親家庭の親等並びに子にかかる医療費の一部を助成しました。また、乳幼児に係る医療費の一部を助成しました。

■ひとり親家庭医療、乳幼児医療費助成の状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 家庭医療  ひとり親 | 対象者数 | 202,642人 | 199,546人 | 198,307人 | 195,665人 | 192,309人 |
| 事業費総額  (医療費補助金) | 5,927百万円 | 5,763百万円 | 5,833百万円 | 5,886百万円 | 5,951百万円 |
| 乳幼児医療 | 対象者数 | 195,959人 | 194,295人 | 191,073人 | 218,403人 | 222,614人 |
| 事業費総額  (医療費補助金) | 7,039百万円 | 6,848百万円 | 6,875百万円 | 6,378百万円 | 6,062百万円 |

※各年度事業費は、医療費補助基本額。

1. **各種減免・奨学金制度の実施等による就学支援**

目標・実施計画等

○　就学支援の一環として、各種減免・奨学金制度の周知及び適正な助成・貸与・減免に努めるとともに、就学支援に関する相談等に応じます。

ひとり親家庭の親等の制度利用にあたっては、母子・父子自立支援員等により、就学支援の一環として、日本学生支援機構奨学金・府立高等学校授業料無償化・大阪府私立高等学校授業料支援補助金・母子・父子・寡婦福祉資金などの各種減免・奨学金制度の周知及び適正な助成・貸与等に努めるとともに、就学支援に関する相談に応じました。

**５．相談機能の充実**

1. **母子・父子自立支援員等による相談事業の実施**

目標・実施計画等

○　母子・父子自立支援員による相談事業をはじめ、地域における支援の担い手となる関係者と連携を図り、プライバシーの保護に配慮しつつ、きめ細かな相談対応を行い、問題解決に必要かつ適切な支援や情報提供などを行います。（アンケート調査；「支援員に相談された方」母子世帯4.7%、父子世帯5.7%の向上を図る）

○　就業や養育費の確保など、生活基盤の安定を図るための各種支援を行うため、職業紹介機関や法律相談機関等と一層密に連携していきます。

○　相談の最前線に立つ母子・父子自立支援員の生活支援や就業支援の相談等の強化を図るため、ニーズにマッチしたさまざまな事例やロールプレイ形式によるきめ細かな研修を実施するとともに、ブロック会議の場等を通じて必要な情報提供を行うなど、相談機能の充実強化を図ります。

母子・父子自立支援員が母子家庭の母等の生活安定、自立のためのさまざまな相談に応じました。また、大阪府母子・父子福祉センターでは、ひとり親家庭の親等を対象に、電話や面接による相談（ピアカウンセリング）を実施しました。

また、母子・父子自立支援員のスキルアップを図るため、研修会を通じて、市町等に配置されている自立支援員が相互に「顔の見える関係」づくりができるよう推進しました。

■母子・父子自立支援員等による相談（政令市・中核市を除く）の状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 相談件数 | | 11,937件 | 11,829件 | 10,836件 | 11,102件 | 11,604件 |
|  | 大阪府分 | 253件 | 328件 | 266件 | 374件 | 405件 |
| 市・町分 | 11,684件 | 11,501件 | 10,570件 | 10,728件 | 11,199件 |
| うち主な内容 | |  |  |  |  |  |
|  | 就労 | 3,102件 | 3,278件 | 2,584件 | 2,618件 | 2,737件 |
| 住宅 | 204件 | 147件 | 114件 | 61件 | 87件 |
| 養育費 | 72件 | 72件 | 52件 | 57件 | 56件 |
| 母子父子寡婦福祉資金貸付 | 2,688件 | 2,416件 | 2,864件 | 3,305件 | 3,152件 |
| 母子父子寡婦福祉資金償還 | 76件 | 70件 | 55件 | 51件 | 45件 |
| 児童扶養手当 | 1,346件 | 1,396件 | 1,645件 | 1,759件 | 1,894件 |

■大阪府母子・父子福祉センターによる相談の状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 相談件数 | | 1,776件 | 2,338件 | 3,113件 | 2,138件 | 1,785件 |
|  | 生活全般 | 188件 | 206件 | 281件 | 367件 | 197件 |
| 制度・施策 | 280件 | 298件 | 327件 | 206件 | 127件 |
| 労働・就労 | 163件 | 174件 | 236件 | 113件 | 58件 |
| 離婚前・後の法律 | 559件 | 596件 | 803件 | 303件 | 258件 |
| 子どもの育成 | 123件 | 110件 | 174件 | 185件 | 114件 |
| 就業支援講習会ほか | 463件 | 954件 | 1,292件 | 964件 | 1,031件 |

1. **土日・夜間相談事業の実施**

目標・実施計画等

○　相談を必要とされている方にとって比較的利用しやすい本相談事業の周知を図り、必要な支援や情報提供に努めます。（アンケート調査；「相談先がない」母子世帯9.5%、父子世帯19.1%の低減を図る）

ひとり親家庭等が抱える悩みや自立を支援するため、公的機関と連絡がとりにくい時間帯に相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、各種の行政支援策等の情報提供等を実施しました。

《電話相談実施時間》年末年始（12／29～1／4）を除く

　　　　　　土、日、祝日　１０：００～１７：００

　　　　　　休日夜間　　　１８：００～２３：００

　　　　　　平日夜間　　　１８：００～２３：００

■土日・夜間電話相談の状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 相談件数 | | 68件 | 82件 | 68件 | 48件 | 37件 |
| 相談者属性内訳 | |  |  |  |  |  |
|  | 母子家庭・寡婦 | 43件 | 56件 | 44件 | 36件 | 19件 |
| 父子家庭 | 5件 | 0件 | 0件 | 0件 | 1件 |
| その他 | 20件 | 26件 | 24件 | 12件 | 17件 |
| 相談時間帯内訳 | |  |  |  |  |  |
|  | 土、日、祝日 | 28件 | 27件 | 21件 | 17件 | 20件 |
| 休日夜間 | 10件 | 43件 | 14件 | 3件 | 6件 |
| 平日夜間 | 30件 | 12件 | 33件 | 28件 | 11件 |

1. **配偶者暴力相談支援センターによる相談事業の実施**

目標・実施計画等

○　本相談事業の周知を図るとともに、被害者の人権の尊重や安全確保に十分に配慮しながら、必要な支援や情報提供に努めます。（アンケート調査；ひとり親になった理由「暴力」母子世帯12.6%、寡婦5.2%）

女性相談センター、各子ども家庭センター及び各市配偶者暴力相談支援センター（平成28年度5か所）において、配偶者等（事実姻及び交際相手を含む）からの暴力被害者に関する各般の相談に応じるとともに、被害者の自立生活促進のための情報提供、保護命令制度の利用についての情報提供等を行いました。

1. **子ども家庭センター等による相談事業の実施**

目標・実施計画等

○　しつけや子育ての相談をはじめ、不登校・ひきこもり、非行等、子育ての心配

ごとについて、専門の職員が相談支援を行い、ひとり親家庭の養育不安の解消に

努めます。

○　市町村が行う児童家庭相談の担当課と連携し相談支援を行います。

府内６ヶ所の子ども家庭センターの専門職員が、しつけや子育ての相談をはじめ、不登校・ひきこもり、非行等、子育ての心配ごとについて、相談に応じるともに、市町村が行う児童家庭相談の担当課と連携し、相談支援を行いました。

■子ども家庭センターにおける児童相談の受付件数の状況（６ヶ所計）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 件数 | 25,359件 | 25,598件 | 28,037件 | 29,680件 | 30,426件 |

1. **母子父子福祉推進委員による情報提供等の充実**

目標・実施計画等

　○　大阪府内（政令市・中核市を除く）の公立小学校区ごとに概ね1名の母子父子福祉推進委員を配置し、ひとり親家庭等からの相談に応じるとともに、適切な情報提供や情報発信が行えるよう、母子父子福祉推進委員の知識、技能の向上を目的とした研修を行います。

（母子父子福祉推進委員及び母子・父子自立支援員との間で「連携を行っている」及び「たまに連携することがある」とした一般市及び郡部を所管する子ども家庭センター　 平成26年度 : 6市　→　平成31年度 : 12市町等）

大阪府内（政令市・中核市を除く）の公立小学校区ごとに概ね１名の母子父子福祉推進委員を配置し、ひとり親家庭の親等からの相談に応じるとともに、適切な情報提供、情報発信が行えるよう、推進委員の知識、技能の向上を目的とした研修会を行いました。

■母子父子福祉推進委員による相談（政令市・中核市を除く）の状況

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 平成24年度 | | 平成25年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | |
| 委嘱者数 | | 378名 | | 366名 | | 328名 | | 324名 | | 320名 | |
| 相談件数 | | 8,405件 | | 8,094件 | | 8,654件 | | 8,205件 | | 7,829件 | |
| 上期  4,242 | 下期  4,163 | 上期  4,041 | 下期  4,053 | 上期  4,238 | 下期  4,416 | 上期  4,328 | 下期  3,877 | 上期  4,393 | 下期  3.436 |
| 相  談  内  訳 | 住宅 | 231 | 208 | 204 | 278 | 256 | 244 | 265 | 187 | 244 | 244 |
| 就労 | 337 | 337 | 306 | 297 | 270 | 315 | 336 | 277 | 312 | 251 |
| 子供の養育 | 315 | 306 | 258 | 386 | 374 | 420 | 412 | 345 | 361 | 353 |
| 貸付金 | 143 | 139 | 151 | 161 | 145 | 142 | 137 | 129 | 146 | 136 |
| 医療・健康 | 299 | 319 | 300 | 351 | 290 | 351 | 358 | 325 | 402 | 319 |
| その他 | 2,917 | 2,854 | 2,822 | 2,580 | 2,903 | 2,944 | 2,820 | 2,614 | 2,928 | 2,133 |

1. **府・市町村担当課による情報提供等の充実**

目標・実施計画等

　○　相談先がない、相談先が分からない方のために、大阪府が相談ごとや各種事業

などについて、総合案内（コンシェルジュ）機能を発揮します。

　○　府民向けFAQを整備するとともに、府民お問合せセンター（ピピっとライン）

　　や情報プラザにおいて、親切できめ細かな情報提供を行います。

　○　府や市町村において、より分かりやすいひとり親施策のパンフレット等を作成し、ひとり親家庭等に対し、相談窓口や制度等の周知を図り、その活用を促進します。（アンケート調査：「公的な施設や制度を知らなかった方」の低減を図る）

大阪府母子・父子福祉センターのホームページの携帯サイトを開設するなど利便性の向上に努めるとともに、府等が実施するひとり親家庭等に対する事業ＰＲ冊子を約17,000部作成し、市町村や子ども家庭センター等関係機関へ配布しました。

1. **関係機関との相互連携の推進**

目標・実施計画等

　○　ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口となる母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターをはじめ、就労支援機関であるハローワークや地域就労支援センターなど、地域における各種相談窓口となる関係機関の連携を強化し、身近な地域で生活や就業にわたる相談に応じるとともに、必要に応じて適切な制度や施設、サービスにつなぐなど支援体制の整備に向けた取り組みを進めます。

（アンケート調査；「公的な施設や制度を利用したことがある方」の向上を図る）

母子家庭等就業・自立支援センター事業などひとり親家庭等に対する支援施策の周知に際し、ＯＳＡＫＡしごとフィールドやハローワーク（マザーズハローワーク）の窓口に情報提供を行うなど、必要な情報提供と関係機関との相互連携に努めました。

1. **学校等教育機関との連携の推進**

目標・実施計画等

　○　学校等に配置、派遣されるスクールソーシャルワーカーを通じて、学校等との連携強化を図り、支援を要するひとり親家庭の親や子どもを早期の段階で必要な制度や施設、サービスにつなぐことができるよう取り組みを促進し、子どもの貧困対策の推進に努めます。

* ひとり親家庭の親や子どもを早期の段階で必要な制度や施設、サービスにつなぐため、スクールソーシャルワーカーだけでなく、地域のCSWや民生委員、児童委員等様々な人材を通じて学校等と連携しました。
* 国の「子どもの貧困対策会議」において、支援を必要とする家庭に対しては、行政の支援が確実につながる仕組みを整えるとともに、子育て、教育、生活、就業、住居、経済面などについて、支援の一層の充実を図るためにひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト及び児童虐待防止対策強化プロジェクトが示されました。

　子どもの貧困対策を推進するにあたっては、支援を必要とする家庭の子どもや保護者の実態を把握し、新規事業や今ある資源を有効的に活用する方法の検証も必要なことから、「子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。

**６．人権尊重の社会づくり**

1. **人権啓発に関する施策の推進**

目標・実施計画等

○　結婚や離婚、未婚に対する固定的な価値観や先入観からの偏見や差別の解消に向けた啓発に取り組みます。

ひとり親家庭や寡婦が、結婚や離婚、未婚に対する固定的な価値観や先入観からの偏見や差別により人権侵害を受けることのないよう、企業に対する研修の場等を通じて、人権教育や人権啓発に取り組みました。

1. **入居制約解消に向けた啓発の実施**

（Ｐ１８「宅地建物取引業者への研修の実施状況」参照）

1. **企業に対する公正採用に関する啓発の実施**

・　企業に対する公正な採用選考に関する啓発を通じて、ひとり親家庭等の人権問題への取り組みを進めました。

　　・　「大阪府人権教育推進計画」をもとに、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進します。

　　・　公正採用選考人権啓発推進員に対する研修会、大阪企業人権協議会会員に対する研修を通じた公正選考採用に関する啓発を行いました。

　■　公正採用選考人権啓発推進員に対する研修会等における修了者数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 新任・基礎研修  修了者数(実施回数) | 737人  （12回） | 813人  （12回） | 1,000人  （12回） | 860人  （11回） | 996人  （10回） |

　■はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰

　ひとり親家庭の親の自立を進めるためには、その就業支援が極めて重要です。このため、厚生労働省では、ひとり親家庭の親を多数雇用している企業、母子・父子福祉団体等に相当額の事業を発注している企業など、ひとり親家庭の親の就業支援に積極的に取り組んでいる企業を対象とした表彰を実施しています。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 表彰企業数(全国) | 8社 | 0社 | １社 | １社 | 1社 |

1. **個人情報の取扱い等に関する取り組みの推進**

目標・実施計画等

○　母子・父子自立支援員や相談関係者間で、支援を要するひとり親家庭等の情報を共有化できるよう必要な取り組みを進めるとともに、母子・父子自立支援員等に対し、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、研修等を通じて意識啓発や資質の向上に努めます。

　市町村や子ども家庭センターの母子・父子自立支援員に対して、個人情報の適正な取扱い等に触れた人権研修を実施し、意識啓発や資質の向上に努めました。

（Ｐ２「母子家庭等就業・自立支援センター事業（相談関係職員(母子・父子自立支援員)研修支援事業）の状況」参照）

**3．各施策の目標・実施計画の達成・進捗状況**

**基本目標１　 就業支援**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目名 | 目標・実施計画等 | 目標の達成・進捗状況等 |
| 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進 | ○　就業と子育ての両立を図るため、就業支援や日常生活支援を組み合わせたワンストップによる就業・自立支援センター事業を展開するとともに、大阪マザーズハローワークや地域就労支援事業と連携して、身近な地域での相談体制の整備や雇用の確保、職場への定着など就業による自立に向けた支援の充実を図ります。  ○　全国のハローワークが保有する求人情報をオンラインで結び、速やかに情報提供するとともに、就業支援バンクを設置し、求職者の情報を集約することにより、求人があった時にリアルタイムで仕事の紹介ができるように、就業・自立支援センターの無料職業紹介所としての機能を強化します。 | ○　一般市等就業・自立支援事業  【平成27年度：5市  →平成28年度：5市】  ※Ｐ４参照  ○　ハローワーク求人情報のオンライン利用申請を行い、平成27年9月から求人情報オンラインによる求人検索を実施。 |
| 母子・父子自立支援プログラム策定等事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等との連携 | ○　母子・父子自立支援プログラム策定事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等の連携を図り、一般市及び郡部を所管する子ども家庭センターにおける身近な地域での就労支援を促進します。 | ○　母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施市町  【平成27年度：24市町  →平成28年度：24市町】 |
| 地域就労支援事業による就労支援 | ○　母子家庭の母や父子家庭の父をはじめとする就職困難者に対して、市町村の実施する地域就労支援事業を交付金により支援するとともに、地域の関係機関との連携・協力体制づくり、コーディネーターの人材育成等を図るなどバックアップに努めます。 | ○　府内全市町村が実施するひとり親家庭の親等を含む就職困難者に対する就労支援を、交付金により支援するとともに、コーディネーターの人材育成等のバックアップに努めた。  ※Ｐ６参照 |
| 公共職業訓練の実施 | ○　ひとり親家庭の親等に対する企業の求人ニーズを把握し、自立促進に対応した職業訓練を実施するとともに、訓練委託先の就職支援やハローワークとの連携を通じて就職率の向上に努めていきます。  ○　特に訓練科目については、求人ニーズの状況やひとり親家庭の親等のニーズを的確に把握して、訓練修了後の就職につながることが期待できる科目の設定に努めます。 | ○　ひとり親家庭の親等を対象とした職業訓練について、ニーズに応じた訓練科目を設定し実施するとともに、ハローワークや市町村・関係機関との連携を通じて就職支援を行った。 |
| 就業支援講習会の実施 | ○　社会情勢の変化なども踏まえ、ニーズが高い、より就業に結びつきやすい就業支援講習会の実施に努めます。（各年度：受講者の就業率　９割以上） | ○　受講者の就業率  【平成27年度：83.7％  →平成28年度：88.0％】  （主な内訳）H27→H28  介護職員初任者研修：  ９５.５％→９５.２％  簿記3級受験対策：  ８３.３％→７７.８％  パソコン初級～3級資格取得：  ７６.９％→８６.２％ |
| 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等の実施 | ○　ひとり親家庭の親の学び直しの支援を視野に、正規雇用等安定した条件での就業につなげるため、一般市（福祉事務所を有する市町）において、母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業や高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施を働きかけます。（親の学び直しの事業実施　平成26年度：全市町未実施→平成31年度：10市） | ○　母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業は全市町で実施  ○　親の学び直しの事業（高等学校卒業程度認定試験合格支援事業）実施市町  　【平成27年度：2市  →平成28年度：12市】 |
| 技能習得期間中の生活資金貸付けの実施 | ○　母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業など他制度との連携も図りつつ、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付業務に努めます。 | ○　市町村等関係機関へ周知用パンフレット等を配布する。（３種類　38,000部作成）  ○　貸付状況　※Ｐ2６参照 |
| 民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ | ○　さまざまな機会、媒体を活用してひとり親家庭の親の雇用に関する事業主等への協力の要請を行い、企業開拓を推進します。  また、一般市において、特別措置法に定める国に準じた取り組みの実施を働きかけます。（平成26年度：14市→　平成31年度：28市町 ） | ○　特別措置法に定める国に準じた取組みの実施市町  【平成27年度：15市  →平成28年度：18市町】 |
| ひとり親家庭の親の雇用に配慮した官公需発注の推進 | ○　ひとり親家庭の親をはじめとする就職困難者の雇用促進に努めます。 | ○　総合評価入札制度を実施し、ひとり親家庭の親等の常用雇用の推進に努めた。 |
| 母子・父子福祉団体等への業務発注の推進 | ○　母子・父子福祉団体等への、物品や役務の調達など業務の発注を推進します。 | ○　母子・父子福祉団体等に対し、ひとり親家庭支援事業の委託などを発注した。  　　　　※Ｐ14参照 |
| 公務労働分野におけるひとり親家庭の親等の非常勤職員での雇用に向けた取り組み | ○　大阪府の公務労働分野での非常勤職員の雇用を推進するとともに、雇用期間満了後の就労支援について、就業・自立支援センターと連携しながら、きめ細かなフォローアップや企業開拓に努めます。  また、各市町村における非常勤職員の雇用を働きかけます。 | ○　母子家庭等就業・自立支援センターを通じ、府の非常勤職員等の就労斡旋を行うことで、雇用の推進を図った。 |
| 母子・父子福祉団体が行う事業に対する貸付け | ○　母子・父子福祉団体が行う事業への支援として、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付業務に努めます。 | ○　市町村等関係機関へ周知用パンフレット等を配布する。（３種類　38,000部作成）  ○　貸付状況　※Ｐ2６参照 |
| ひとり親家庭の親等が共同で事業を開始する際の支援 | ○　事業を開始する際の支援として、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付業務に努めるとともに、創業に関する相談等に応じます。 | ○　市町村等関係機関へ周知用パンフレット等を配布する。（３種類　38,000部作成）  ○　市町等母子・父子自立支援員へ府制度融資の情報を提供する。  ○　貸付状況　※P２６参照  ※　府内各商工会、商工会議所等では、創業に関する相談に応じている。 |

**基本目標２　子育てをはじめとした生活面への支援**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目名 | 目標・実施計画等 | 目標の達成・進捗状況等 |
| 保育所等優先入所の推進 | ○　国通知に基づき、ひとり親家庭の児童が保育所等に優先的に入所できるよう市町村に働きかけていきます。 | ○　国通知に基づき母子家庭等の優先入所が図られており、市町村においては入所判定基準において、母子・父子家庭の場合は最大の加算点とするなどの配慮がされている。  　※Ｐ1７参照 |
| 多様な保育、子育て支援サービスの提供 | ○　多様化する保護者の就労形態に対応できるよう、保育所等における一時預かり、延長保育、休日保育、夜間保育、特定保育、病児・病後児保育等の多様できめ細かな保育・子育て支援サービスの提供を推進します。 | ○　延長保育事業実施市町村数  【平成27年度：37箇所  →平成28年度：37箇所】  ○　病児保育事業実施市町村数  【平成27年度：26箇所  →平成28年度：27箇所】  ※Ｐ1７参照 |
| 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実 | ○　国通知に基づき、ひとり親家庭の児童が放課後児童クラブを優先的に利用できるよう働きかけていくとともに、開設時間の延長や土曜日・学校の長期休業中（夏季休業日等）の開設、障がい児の受け入れ、７１人以上の大規模クラブの解消など、放課後児童クラブの充実を推進します。 | ○　国通知に基づき、地域の実情に応じて、ひとり親家庭の児童の優先利用や開設時間の延長、長期休業中の開設、障がい児の受入れなど、放課後児童クラブの充実が図られている。  〇　放課後児童健全育成事業  　実施状況  （放課後児童クラブ数）  【平成27年度：587クラブ  →平成28年度：629クラブ】  （クラブ在籍児童数）  【平成27年度：29,808人  →平成28年度：33,324人】  ※P1８参照 |
| ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施やファミリー・サポート・センター事業の活用 | ○　日常生活支援事業を担う家庭生活支援員の確保に努めるとともに、ひとり親家庭等の自立や生活の安定に向けた制度利用の促進に努めます。  ○　家庭生活支援員として、母子家庭の母等を積極的に活用します。  ○　ひとり親家庭に対し、ファミリー・サポート・センター事業の活用を推進します。 | ○　ひとり親家庭等日常生活支援事業実施市町  【平成27年度：９市町  →平成28年度：10市町】  ○　新子育て支援交付金（優先配分枠）「ファミリー・サポート・センター利用支援事業」を実施し、利用料の負担軽減を図っている市町  【平成27年度：2市（河内長野市、阪南市）  →平成28年度：0市】  ○　地域福祉・子育て支援交付金を活用し、利用料の負担軽減を図っている市町【平成28年度：1町（熊取町）】  ○　地域福祉・子育て支援交付金（特別枠）を活用し、利用料の負担軽減を図っている市  【平成28年度：  1市（河内長野市）】 |
| 生活支援講習会等事業の実施 | ○　生活支援に関する講習会を実施し、家庭での育児、児童のしつけなど子どもの世話や家事など、ひとり親家庭が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るように努めます。 | ○　ひとり親家庭にとって身近な問題を解決できるよう、食育や健康、家計管理をテーマに講習会を実施した。 |
| 母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援 | ○　母と子どもが母子生活支援施設を利用することによって、子育てや生活の自立が図れるよう、引き続き支援を行います。 | ○　18歳未満の子どもを養育している母子家庭又は様々な事情のため母子家庭に準じる家庭の母と子どもを母子生活支援施設に入所させ、心身と生活を安定させるための相談・援助を継続し、自立を支援した。 |
| 公営住宅における優先入居の推進等 | ○　真に住宅に困窮する府民の居住の安定の確保を図るため、府営住宅の入居者募集においては、母子世帯、父子世帯や高齢者、障がい者等を対象とした福祉世帯向け募集枠による優先入居を引き続き実施していきます。  ○　ひとり親家庭などの住宅困窮者等が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、市町村や宅地建物取引業者等と連携し、入居を拒まない民間賃貸住宅等の登録、ホームページ等を通じて情報提供を行う、※大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度を推進していきます。 | ○　府営住宅において、募集戸数の概ね６割を福祉世帯向け募集として実施。  ※平成29年3月より外国人や障がい者でも拒まず入居を応援するという内容を含め、「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」へ名称を変更。 |
| 子どもの学習支援等の推進 | ○　子どもの健やかな育成環境や学習機会の確保を図るため、居場所づくりを含めた学習支援等を推進します。（一般市における事業実施の働きかけ　平成26年度：１市 →平成31年度：13市） | ○　子どもの生活・学習支援事業実施市町  【平成27年度：3市  →平成28年度：3市】 |

**基本目標3　養育費の確保・面会交流支援**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目名 | 目標・実施計画等 | 目標の達成・進捗状況等 |
| 養育費相談支援センター事業の推進 | ○　国の養育費相談支援センター等との連携や情報提供体制を充実するなどにより、母子・父子自立支援員等相談担当者の知識・技能の向上を図るとともに、「何もしていない」方へのアプローチを促進し、養育費の受給率向上に努めます。（アンケート調査：「養育費の取り決めをしている」母子世帯45.5%、「受け取っている及び時々受け取っている」母子世帯15.1%の向上を図る） | ○　養育費の受給率向上を図るため、母子家庭等就業・自立支援センター事業において、養育費相談・法律相談、母子・父子自立支援員に対する研修を実施。 |

**基本目標４　経済的支援**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目名 | 目標・実施計画等 | 目標の達成・進捗状況等 |
| 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付事業の実施 | ○　父子家庭にも対象が拡大されたことに伴い、一般市との連携により、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正かつ円滑な貸付業務に努めます。  ○　母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業や奨学金事業など他制度との連携も図りつつ、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の適正な貸付事業に努めます。 | ○　市町村等関係機関へ周知用パンフレット等を配布する。  （３種類　38,000部作成）  ○　貸付状況　　※Ｐ2６参照 |
| 児童扶養手当の適正な給付業務の実施等 | ○　ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ることを目的とした児童扶養手当の適正な支給に努めます。 | ○　児童扶養手当については受給者が90,000人前後で推移しており、給付事務の適正な実施に努める。　※P2７参照 |
| ひとり親家庭医療費助成等の実施 | ○　ひとり親家庭や乳幼児に係る医療費の自己負担相当額の一部を助成することにより、経済的負担の軽減と健康の保持増進を図ります。 | ○　事業費総額は近年概ね横ばい傾向にある。本制度は対象者にとって重要な役割を担っており、制度の持続可能性の確保に留意しつつ、引き続き助成に努める。 |
| 各種減免・奨学金制度の実施等による就学支援 | ○　就学支援の一環として、各種減免・奨学金制度の周知及び適正な助成・貸与・減免に努めるとともに、就学支援に関する相談等に応じます。 | ○　就学支援金制度及び私立高等学校等授業料無償化制度により高等学校等の授業料負担の軽減を行ったほか、授業料以外の教育費に充てるため、奨学のための給付金を支給。 |

**基本目標５　相談機能の充実**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目名 | 目標・実施計画等 | 目標の達成・進捗状況等 |
| 母子・父子自立支援員等による相談事業の実施 | ○　母子・父子自立支援員による相談事業をはじめ、地域における支援の担い手となる関係者と連携を図り、プライバシーの保護に配慮しつつ、きめ細かな相談対応を行い、問題解決に必要かつ適切な支援や情報提供などを行います。（アンケート調査：「支援員に相談された方」母子世帯4.7%、父子世帯5.7%の向上を図る）  ○　就業や養育費の確保など、生活基盤の安定を図るための各種支援を行うため、職業紹介機関や法律相談機関等と一層密に連携していきます。  ○　相談の最前線に立つ母子・父子自立支援員の生活支援や就業支援の相談等の強化を図るため、ニーズにマッチしたさまざまな事例やロールプレイ形式によるきめ細かな研修を実施するとともに、ブロック会議の場等を通じて必要な情報提供を行うなど、相談機能の充実強化を図ります。 | ○　母子・父子自立支援員による相談件数  【平成27年度：11,102件  →平成28年度：11,604件】  ○　事業ＰＲチラシを作成し、市町村や子ども家庭センター等関係機関へ配布。（約17,000部）  ○　北摂、北河内、河内、阪南ブロックの市町村母子・父子自立支援員研修会に出席し、意見交換を実施。 |
| 土日・夜間相談事業の実施 | ○　相談を必要とされている方にとって比較的利用しやすい本相談事業の周知を図り、必要な支援や情報提供に努めます。  （アンケート調査：「相談先がない」母子世帯9.5%、父子世帯19.1%の低減を図る） | ○　事業ＰＲチラシを作成し、市町村や子ども家庭センター等関係機関へ配布。（約17,000部） |
| 配偶者暴力相談支援センターによる相談事業の実施 | ○　本相談事業の周知を図るとともに、被害者の人権の尊重や安全確保に十分に配慮しながら、必要な支援や情報提供に努めます。（アンケート調査：ひとり親になった理由「暴力」母子世帯12.6%、寡婦5.2%） | ○　配偶者等からの暴力被害者に関する各般の相談に応じるとともに、被害者の自立生活促進のための情報提供、保護命令制度の利用についての情報提供等を行った。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 子ども家庭センター等による相談事業の実施 | ○　しつけや子育ての相談をはじめ、不登校・ひきこもり、非行等、子育ての心配ごとについて、専門の職員が相談支援を行い、ひとり親家庭の養育不安の解消に努めます。  ○　市町村が行う児童家庭相談の担当課と連携し相談支援を行います。 | ○　府内６か所の子ども家庭センターの専門職員が、しつけや子育ての相談をはじめ、不登校・ひきこもり、非行等、子育ての心配ごとについて、相談に応じるとともに、市町村が行う児童家庭相談の担当課と連携し、相談支援を行った。  【児童相談受付件数  平成27年度→28年度  29,680件（６か所計）  →30,426件（6か所計）】 |
| 母子父子福祉推進委員による情報提供等の充実 | ○　大阪府内（政令市・中核市を除く）の公立小学校区ごとに概ね1名の母子父子福祉推進委員を配置し、ひとり親家庭等からの相談に応じるとともに、適切な情報提供や情報発信が行えるよう、母子父子福祉推進委員の知識、技能の向上を目的とした研修を行います。（母子父子福祉推進委員及び母子・父子自立支援員との間で「連携を行っている」及び「たまに連携することがある」とした一般市及び郡部を所管する子ども家庭センター 平成26年度 : 6市　→　平成31年度 : 12市町等） | ○　母子父子福祉推進委員及び母子・父子自立支援員との間で「連携を行っている」及び「たまに連携することがある」とした一般市及び郡部を所管する子ども家庭センター  【平成27年度 : ６市  →平成28年度：9市】 |
| 府・市町村担当課による情報提供等の充実 | ○　相談先がない、相談先が分からない方のために、大阪府が相談ごとや各種事業などについて、総合案内（コンシェルジュ）機能を発揮します。  ○　府民向けFAQを整備するとともに、府民お問合せセンター（ピピっとライン）や情報プラザにおいて、親切できめ細かな情報提供を行います。  ○　府や市町村において、より分かりやすいひとり親施策のパンフレット等を作成し、ひとり親家庭等に対し、相談窓口や制度等の周知を図り、その活用を促進します。（アンケート調査：「公的な施設や制度を知らなかった方」の低減を図る） | ○　事業ＰＲチラシを作成し、市町村や子ども家庭センター等関係機関へ配布。（約17,000部） |
| 関係機関との相互連携の推進 | ○　ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口となる母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターをはじめ、就労支援機関であるハローワークや地域就労支援センターなど、地域における各種相談窓口となる関係機関の連携を強化し、身近な地域で生活や就業にわたる相談に応じるとともに、必要に応じて適切な制度や施設、サービスにつなぐなど支援体制の整備に向けた取り組みを進めます。（アンケート調査：「公的な施設や制度を利用したことがある方」の向上を図る） | ○　ひとり親家庭等に対する支援施策の周知に際し、ＯＳＡＫＡしごとフィールドやハローワーク（マザーズハローワーク）の窓口に情報提供を行うなど、必要な情報提供と関係機関の相互連携に努めた。 |
| 学校等教育機関との連携の推進 | ○　学校等に配置、派遣されるスクールソーシャルワーカーを通じて、学校等との連携強化を図り、支援を要するひとり親家庭の親や子どもを早期の段階で必要な制度や施設、サービスにつなぐことができるよう取り組みを促進し、子どもの貧困対策の推進に努めます。 | ○　ひとり親家庭の親や子どもを早期の段階で必要な制度や施設、サービスにつなぐため、スクールソーシャルワーカーだけでなく、地域のCSWや民生委員、児童委員等様々な人材を通じて学校等と連携しました。  ○　支援を必要とする家庭の子どもや保護者の実態を把握し、新規事業や今ある資源を有効的に活用する方法の検証が必要なことから、まず、「子どもの生活に関する実態調査」を実施した。 |

**基本目標６　人権尊重の社会づくり**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目名 | 目標・実施計画等 | 目標の達成・進捗状況等 |
| 人権啓発に関する施策の推進 | ○　結婚や離婚、未婚に対する固定的な価値観や先入観からの偏見や差別の解消に向けた啓発に取り組みます。 | ○　公正採用選考人権啓発推進員に対する研修 会等を通じて、ひとり親家庭等に関する人権教育・啓発を行った。 |
| 個人情報の取り扱い等に関する取り組みの推進 | ○　母子・父子自立支援員や相談関係者間で、支援を要するひとり親家庭等の情報を共有化できるよう必要な取り組みを進めるとともに、母子・父子自立支援員等に対し、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、研修等を通じて意識啓発や資質の向上に努めます。 | ○　母子・父子自立支援員に対して個人情報の適正な取扱い等に触れた人権研修を実施。 |

　【参　　考】

**１．児童扶養手当受給者数の推移**

　大阪府における児童扶養手当受給者は、平成29年3月末時点で、86,365人となって

おり、減少傾向にある。

大阪府内の児童扶養手当受給者数等の推移（各年度3月末現在） 　　　　　(単位;人)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 大阪府 | 全国 | 全国比 |
| 平成17 (2005)年度 | 87,212 | 936,579 | 9.3% |
| 平成18 (2006)年度 | 88,682 | 955,741 | 9.3% |
| 平成19 (2007)年度 | 87,991 | 955,941 | 9.2% |
| 平成20 (2008)年度 | 88,947 | 966,266 | 9.2% |
| 平成21 (2009)年度 | 90,518 | 985,682 | 9.2% |
| 平成22 (2010)年度 | 95,370 | 1,055,181 | 9.0% |
| 平成23 (2011)年度 | 96,650 | 1,070,211 | 9.0% |
| 平成24 (2012)年度 | 96,185 | 1,083,317 | 8.9% |
| 平成25 (2013)年度 | 94,310 | 1,073,790 | 8.8% |
| 平成26 (2014)年度 | 92,176 | 1,058､231 | 8.7% |
| 平成27 (2015)年度 | 89,653 | 1,037,645 | 8.6% |
| 平成28(2016)年度 | 86,365 | 1,009,844 | 8.6% |

※政令市・中核市を含む。

**２．生活保護受給母子世帯数の推移**

　大阪府内で生活保護を受給している母子世帯は、平成29年3月時点で15,120世帯となっており、減少傾向にある。

大阪府内の生活保護受給母子世帯数の推移（各年度3月分）　　 　　　　(単位;世帯)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 大阪府 | 全国 | 全国比 |
| 平成17 (2005)年度 | 16,656 | 91,239 | 18.3% |
| 平成18 (2006)年度 | 16,849 | 92,475 | 18.2% |
| 平成19 (2007)年度 | 16,940 | 92,266 | 18.4% |
| 平成20 (2008)年度 | 17,247 | 94,285 | 18.3% |
| 平成21 (2009)年度 | 18,576 | 103,195 | 18.0% |
| 平成22 (2010)年度 | 19,455 | 110,096 | 17.7% |
| 平成23 (2011)年度 | 19,806 | 112,728 | 17.6% |
| 平成24 (2012)年度 | 19,029 | 111,776 | 17.0% |
| 平成25 (2013)年度 | 18,194 | 108,399 | 16.8％ |
| 平成26 (2014)年度 | 17,410 | 105,438 | 16.5％ |
| 平成27 (2015)年度 | 16,290 | 100,924 | 16.1％ |
| 平成28(2016)年度 | 15,120 | 95,489 | 15.8％ |

　　※政令市・中核市を含む。

**３．大阪府内市町村（政令市・中核市除く）における自立促進計画の策定状況**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 自治体名 | 第一次計画  策定状況 | 第二次計画  策定状況 | 第三次計画 | |
| 策定状況 | 計画実施期間 |
| 岸和田市 | ★（Ｈ18.3） | ★（Ｈ22.3） | ★（Ｈ27.3） | Ｈ27.4～Ｈ32.3 |
| 池田市 | ★（Ｈ18.3） | - | - | Ｈ18.4～ |
| 吹田市 | ★（Ｈ18.3） | ★（Ｈ22.3） | ★（Ｈ27.3） | Ｈ27.4～Ｈ32.3 |
| 泉大津市 | ★（Ｈ19.3） | ★（Ｈ27.3） | - | Ｈ27.4～Ｈ32.3 |
| 貝塚市 | ★（Ｈ19.3） | ★（Ｈ23.3） | ★（Ｈ27.3） | Ｈ27.4～Ｈ32.3 |
| 守口市 | ★（Ｈ17.3） | ★（Ｈ22.3） | ★（Ｈ27.3） | Ｈ27.4～Ｈ31.3 |
| 茨木市 | ★（Ｈ17.3） | ★（Ｈ22.3） | ★（Ｈ27.3） | Ｈ27.4～Ｈ32.3 |
| 八尾市 | ★（Ｈ17.4） | ★（Ｈ22.4） | ★（Ｈ27.4） | Ｈ27.4～Ｈ32.3 |
| 泉佐野市 | ★（Ｈ19.3） | ★（Ｈ27.3） | - | Ｈ27.4～Ｈ32.3 |
| 富田林市 | ★（Ｈ19.3） | ★（Ｈ25.3） | - | Ｈ25.4～Ｈ30.3 |
| 寝屋川市 | ★（Ｈ19.2） | ★（Ｈ24.3） | ★（Ｈ27.3） | Ｈ27.4～Ｈ32.3 |
| 河内長野市 | ★（Ｈ17.4） | ★（Ｈ22.3） | ★（Ｈ27.3） | Ｈ27.4～Ｈ32.3 |
| 松原市 | ★（Ｈ17.3） | - | - | Ｈ17.4～Ｈ21.3 |
| 大東市 | ★（Ｈ18.10） | ★（Ｈ22.3） | ★（Ｈ27.3） | Ｈ27.4～Ｈ32.3 |
| 和泉市 | ★（Ｈ20.3） | ★（Ｈ27.3） | - | Ｈ27.4～Ｈ32.3 |
| 箕面市 | ★（Ｈ17.3） | ★（Ｈ22.3） | - | Ｈ22.4～Ｈ27.3 |
| 柏原市 | ★（Ｈ18.3） | ★（Ｈ23.3） | ★（Ｈ27.3） | Ｈ27.4～Ｈ32.3 |
| 羽曳野市 | ★（Ｈ22.3） | ★（Ｈ27.3） | - | Ｈ27.4～Ｈ32.3 |
| 門真市 | ★（Ｈ18.3） | ★（Ｈ23.3） | ★（Ｈ28.3） | Ｈ28.4～Ｈ33.3 |
| 摂津市 | ★（Ｈ19.4） | - | - | Ｈ19.4～Ｈ24.3 |
| 高石市 | ★（Ｈ19.3） | ★（Ｈ22.3） | ★（Ｈ27.3） | Ｈ27.4～Ｈ32.3 |
| 藤井寺市 | ★（Ｈ18.2） | ★（Ｈ22.3） | ★（Ｈ27.3） | Ｈ27.4～Ｈ32.3 |
| 泉南市 | ★（Ｈ20.3） | ★（Ｈ25.3） | - | Ｈ25.4～Ｈ30.3 |
| 四條畷市 | ★（Ｈ17.3） | ★（Ｈ22.3） | ★（Ｈ27.3） | Ｈ27.4～Ｈ32.3 |
| 交野市 | ★（Ｈ18.7） | ★（Ｈ23.3） | ★（Ｈ27.3） | Ｈ27.4～Ｈ31.3 |
| 大阪狭山市 | ★（Ｈ17.3） | - | - | Ｈ17.4～Ｈ21.3 |
| 阪南市 | ★（Ｈ17.3） | - | - | Ｈ17.4～Ｈ22.3 |
| 島本町 | ★（Ｈ17.3） | ★（Ｈ22.3） | ★（Ｈ27.3） | Ｈ27.4～Ｈ32.3 |
| ８町１村(府所管)\* | ★（Ｈ16.3） | ★（Ｈ21.12） | ★（Ｈ27.3） | Ｈ27.4～Ｈ32.3 |

＊豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

★は、自立促進計画の策定を示す。